明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則（最高裁一〇）　一
〔省　令〕
○児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一五〇）　三
○核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部を改正する省令（経済産業六二）　六
○建築基準法施行規則の一部を改正する省令（国土交通六一）　七
○港湾調査規則の一部を改正する省令（同六二）　七
〔告　示〕
○金融商品取引法施行令第二十六条の二の二第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める告示（金融庁五九）　八
○金融商品取引法施行令第二十六条の五第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する有価証券を定める告示（同六〇）　八
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産一五二五）　八
○港湾調査規則の規定に基づく調査票の様式の一部を改正する件（国土交通一一五二）　三
○登録水先人養成施設の必要履修科目の教育時間等の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する件（同一一五三）　三
○都市計画に関する件（東北地方整備局一一九～一二一）　一三
○道路に関する件（中部地方整備局一三九、一四〇）　一三
○木曾川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（同一四一）　一三
○道路に関する件（四国地方整備局一一六～一一九）　一四
○道路に関する件（北海道開発局一一九、一二〇）　一四
○道路に関する件（沖縄総合事務局三七、三八）　一四
〔官庁報告〕
官庁事項
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　一五
国家試験
第六十一回獣医師国家試験（公告）（農林水産省）　一五
〔公　告〕
諸事項
官庁
捜査特別報奨金、押収物還付、特恵関税、基本測量関係事項関係　一七
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
独立行政法人酒類総合研究所、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人農業者年金基金、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人国立国語研究所（平成二十事業年度財務諸表）、独立行政法人都市再生機構、東日本高速道路株式会社工事開始、料金の額及び徴収期間の変更（西日本高速道路株式会社・阪神高速道路株式会社・本州四国連絡高速道路株式会社）、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、企業年金基金変更・設立関係　一七
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　一七
会社その他
会社決算公告　一七

最高裁規則

○最高裁判所規則第十号

司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則を次のように定める。

平成二十一年十月三十日

最高裁判所

司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則

（貸与申請の方式等）

第一条　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号。次条第一項及び第六条第二号において「法」という。）第六十七条の二第一項に規定する申請（以下「貸与申請」という。）は、最高裁判所の定める事項を記載した申請書（以下この条及び次条第一項において「貸与申請書」という。）を最高裁判所に提出してしなければならない。

2　貸与申請書には、第四条第一項第一号に掲げる者を保証人に立てる場合にはその者の保証書を、同項第二号に掲げる金融機関を保証人に立てる場合には当該金融機関に保証を委託する旨を記載した書面を添付するほか、最高裁判所の定める書面を添付しなければならない。

3　貸与申請書の提出は、司法修習生の採用の申込みをした者もすることができる。

（修習資金の貸与の方法）

第二条　修習資金（法第六十七条の二第一項に規定する修習資金をいう。以下同じ。）は、貸与申請がされた日（貸与申請書を提出した日が同項に規定する修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間（以下この項及び第七条において「修習期間」という。）の開始の日前であるときは、当該開始の日に貸与申請がされたものとみなす。）の属する貸与単位期間（修習期間をその開始の日又は各月においてその日に応当する修習期間内の日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日）から各翌月の修習期間の開始の日に応当する日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日）の前日（当該前日が修習期間内にないときは、修習期間の末日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。以下同じ。）の次の貸与単位期間（貸与申請がされた日が貸与単位期間（貸与申請がされた日が貸与単位期間の初日であるときは、当該貸与単位期間）に係る分からこれを貸与する。